

Beauty Board for Brand サービス利用規約

第 1 条 (目的)

本規約は、株式会社アイスタイル（以下「アイスタイル」といいます。）が企業のマーケティング活動支援を目的に提供するサービス「Beauty Board for Brand」（以下「本サービス」といいます。）に関して、第 3 条に定めるところによりアイスタイルが契約した利用者と、アイスタイルとの間における権利義務関係を定めることを目的とします。

第 2 条 (用語の定義)

本規約において使用する語句の定義は、次に掲げる通りとします。

(1) 「申込者」とは、商品の製造または販売等をおこなう企業で、本サービスの利用に伴う申込み手続きを行った、又は行おうとする当事者をいいます。

(2) 「利用者」とは、本規約及び「Beauty Board for Brand 資料」（以下「サービス資料」といいます。）に同意の上、第 3 条に定める手続きによりアイスタイルと契約を締結した当事者をいいます。

(3) 「コンテンツ」とは、ウェブ上において発信し得る一切の情報であり記事・画像・コメント・動画等を含むがこれらに限られないものをいいます。また第三者が権利を有するものも含まれるものとします。

(4) 「@c o s m eメンバー」とはアイスタイルが提供するサービスの利用者すべてをいいます。

第 3 条 (サービス利用の申込み及び契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する場合には、申込者は、本規約及びサービス資料に同意の上、サービス資料にてアイスタイルが指定する方法により申込みを行うものとします。

2. アイスタイルが前項の申込み内容を審査し、これを承諾した場合に、申込者とアイスタイルとの間で本サービス利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）が成立します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、アイスタイルは申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供、及び保守運用が困難であるとアイスタイルが判断した場合

(2) 申込者が、過去に利用料等の支払いを怠り、又は怠る恐れがある場合

(3) 申込者が、第 9 条（禁止事項）に該当する恐れがある場合

(4) 本サービス申込みの書類等に虚偽の事実を記入又は入力した場合

(5) 申込者が、過去にアイスタイルが定める利用規約等（本規約に限られないものとします。）に違反したことがある場合

(6) 前項のほか、アイスタイルの業務遂行上支障があるとアイスタイルが合理的に判断した場合

3. アイススタイルは、前項の審査の結果、申込みを承諾しない場合には、その旨を申込者が申込み時に指定した電子メールアドレス宛に通知するものとします。

4. 第 3 項の定めに基づくアイススタイルから申込者への通知は、申込者の電子メールアドレスを管理するメールサーバーに到達したことをもって完了したものとみなし、申込者の端末への電子メールの到着についてアイススタイルは責任を負いません。

第 4 条（管理ページの利用）

1. アイススタイルは、利用契約成立後速やかに、利用者に対し、アイススタイルが別途指定する方法により本サービスの管理ページ（以下「管理ページ」といいます。）へのアクセス権限を付与するものとします。

2. 利用者は、管理ページのソフトウェアが一般的なウェブブラウザ等のツールを使って利用するものであり、アイススタイルが利用のためのソフトウェア等を提供するものではないことをあらかじめ確認するものとします。

3. アイススタイルは、アイススタイルが必要と判断した場合には、利用者に告知することなく、いつでも管理ページの内容を変更することができるものとします。

第 5 条（利用料）

1. アイススタイルは利用者に対し、利用開始のための各種設定にかかる手数料（以下「初期設定料」といいます。）、利用契約期間中の利用料（以下「利用料」といいます。）を請求できるものとします。初期設定料と利用料の金額はサービス資料にて定めるとおりとします。

2. 利用者は、初期設定料及び利用料をアイススタイルが指定する日までに別途アイススタイルが指定する方法でアイススタイルに対し支払うものとします。

3. アイススタイルは、本規約で特に認める場合を除き、初期設定料と利用料の支払義務の免除や返金には応じないものとし、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、その原因の如何によらず、いかなる賠償の責任も負わないものとします。

第 6 条（利用契約期間）

1. 本サービスの最低契約期間は、第 3 条第 1 項に定める申込みにおいて指定される掲載期間の始期日より 1 年間とします。ただし、最低契約期間満了月の前月 10 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）までに、利用者からアイススタイルに利用契約の解約に関する通知がない限り、利用契約は自動的に 3 ヶ月間更新されるものとし、その後も同様とします。

2. 利用者は、契約期間を残して利用契約を解約する場合は、アイススタイルに対し残りの利用契約期間の月数分の利用料を支払うものとします。

第 7 条（製品の保証、責任）

1. 利用者から@c o s m eメンバーに対し、製品（サンプル、説明書等も含み、以下同じ

とします。) 及びサービスの提供を行う場合には、当該製品又はサービスが薬機法、食品衛生法、健康増進法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、製造物責任法、関税法、知的財産権に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令を遵守していることを保証します。

2. 利用者は、@cosmeメンバーに提供する製品・サービスに関し、@cosmeメンバー又は第三者から、権利の主張、異議、苦情又は損害賠償請求等、何らかの請求が行われた場合には、利用者は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、アイスタイルは、一切の責任を負いません。

第 8 条 (本規約及びサービス資料の改定)

1. アイスタイルは、利用者の事前の承諾を得ることなく本規約及びサービス資料を改定する場合があります。本規約及びサービス資料の改定にあたっては、アイスタイルはその内容を適宜掲載又はその他適当な方法により利用者に通知するものとし、

2. 改定後の本規約及びサービス資料は、前項の掲載又は通知した時点で、アイスタイルと利用者との間のすべての関係に適用されるものとし、

第 9 条 (禁止事項)

利用者は、本サービス利用にあたって次の各号に該当する事項 (以下「禁止事項」といいます。) を行うことはできません。アイスタイルは利用者が禁止事項を行ったことを発見した場合には、利用者に通知することなく当該利用者による本サービス又はその一部を停止又は削除できるものとし、

(1) 本サービス若しくはその一部をアイスタイルの承諾無く第三者に販売又は提供する行為

(2) 第三者、及びアイスタイルに損失若しくは損害を与える又はその恐れのある行為

(3) 第三者に正当な著作権、商標権等の知的財産権が帰属する著作物等の無断複製若しくは使用又はその恐れのある行為

(4) 法令で許認可を義務付けられているものについて必要な許認可なしで利用する行為

(5) 第三者又はアイスタイルに対する誹謗、中傷、名誉若しくは信用を毀損する、又はその恐れのある行為

(6) わいせつ等公序良俗に反する、又はその恐れのある行為

(7) 法令に抵触、違反又はその恐れのある行為

(8) 本規約及びサービス資料の定めに違反又はその恐れのある行為

(9) その他、アイスタイルが不適切と判断する行為

第 10 条 (契約の解除)

1. アイスタイルは、利用者に下記の事由が生じた場合には、催告なしに利用契約を解除す

ることができるものとします。

- (1) 本規約又はサービス資料の定めを遵守しなかった場合
 - (2) 破産、民事再生手続きの開始若しくは会社更生法手続きの開始の申し立てがあった場合又は清算に入った場合
 - (3) 支払いの停止又は手形交換所の取引停止処分があった場合
 - (4) 仮差押、差押え又は競売の申立があった場合
 - (5) 租税公課を滞納し催促を受け、又は保全差押を受けた場合
2. 前項の場合において、利用契約が解除された場合には、解除された利用者は、利用契約に基づく債務についての期限の利益を失い、直ちに支払わなければならないものとします。また、アイスタイルに生じた全ての損害を賠償するものとします。

第 11 条（届出義務）

1. 利用者は、住所、名称及び代表者等申込み内容に変更があった場合には、直ちにアイスタイルに届け出るものとします。
2. 利用者が、アイスタイルに前項の届出を怠ったためにアイスタイルの通知又は納付された書類が延着し、又は送付されなかった場合には、当該通知又は納付された書類は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 12 条（知的財産権）

1. 利用者は、アイスタイルに送信（発信）したコンテンツの著作権及びその他一切の権利が利用者または当該コンテンツの権利者からアイスタイルに送信（発信）する許諾（次項に定める権利をアイスタイルに許諾することを含みます。）ことを保証するものとします。
2. 利用者は、利用者が送信（発信）したコンテンツにつき、@cosmeおよび関連サービス・サイトにて当該コンテンツを無償かつ非独占的に使用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案）権利（再使用許諾権も含みます）を、許諾したものとみなします。なお、利用者は、当該コンテンツにかかる著作権者人格権を行使しないと同時に、当該コンテンツの権利者をして行使させないものとします。
3. 利用者は、利用者が送信（発信）したコンテンツの第三者への権利侵害に起因または関連して生じたすべてのクレームや請求について、利用者の責任と費用においてこれを解決するものとします。
4. 前項のクレームや請求への対応に関連してアイスタイルに費用が発生した場合または賠償金等の支払いを行った場合は、当該費用および賠償金、アイスタイルが支払った弁護士費用等は当該利用者の負担とし、アイスタイルは、当該利用者これらの合計額の支払いを請求できるものとします。
5. アイスタイルは、利用者が送信（発信）したコンテンツを、運営上必要に応じて閲覧することができるが、本規約に抵触すると判断した場合には、利用者への事前の通知なしに、当

該コンテンツの全部または一部を編集すること、または削除することができるものとします。

第 13 条（免責事項）

1. アイススタイルは、本規約に別段の定めがある場合、自らの故意又は重過失による場合を除き、本サービスの利用に起因して発生した利用者の損害については、一切の責任を負わないものとします。なお、アイススタイルの故意又は重過失により損害が生じた場合であっても、アイススタイルは、直接損害及び通常損害についてのみ責任を負うものとします。
2. アイススタイルは、次の各号のいずれかに該当する場合により本規約上の義務を履行できない場合には、利用者による本サービスのすべて、またはその一部の利用を停止できるものとし、停止したことにより利用者に損害が生じた場合であってもアイススタイルは損害賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスの保守上、又は工事上やむを得ない事由がある場合
 - (2) アイススタイルが保有する設備の故障等やむを得ない事由がある場合
 - (3) 本サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - (4) 天災地変、火災、騒乱等の不可抗力、またはその他アイススタイルの責に帰すことのできない事由がある場合
3. 利用者は、利用者が送信（発信）したコンテンツについて、アイススタイルに保存義務がないことを認識し、必要なコンテンツは適宜バックアップをとるものとします。
4. アイススタイルは、利用者による本サービスの利用方法が不適切であると合理的に判断した場合、本サービスの提供を停止することができます。
5. 前項の場合において、利用者に損害が生じたとしてもアイススタイルは一切責任を負わないものとします。
6. アイススタイルは、アイススタイルの都合により本サービスを廃止することができるものとします。
7. アイススタイルは、本サービスを廃止する場合には、利用者に対しあらかじめ書面により、その旨を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
8. 第 6 項の場合において、利用者に損害が生じたとしてもアイススタイルは一切責任を負わないものとします。

第 14 条（保証の否認）

1. アイススタイルは、利用者及びその他の第三者に対して、以下の事項を保証するものではなく、利用者はこれを了承するものとします。
 - (1) 「@cosme」におけるクチコミの内容の正確性、妥当性その他クチコミの内容に関する一切の事項。
 - (2) 「@cosme」におけるランキングの評価の正確性、妥当性その他ランキングに

関する一切の事項。

(3) 売上の増加等、本サービスの利用による効果に関する一切の事項

(4) 本サービス上に蓄積された文章及び画像広告が法令違反及び権利侵害等がないこと

2. アイススタイルは、「@cosme」においてのクチコミの掲載可否、ランキングの設計、ランキングの除外基準の設定及びこれに基づくランキングからの除外、その他「@cosme」を始めとするアイススタイルが運営する全てのWebサイトの内容について一切の裁量を有するものであり、その判断の理由を開示する義務を負わず、いかなる場合も、これについて利用者は異議を唱えることはできないものとします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. アイススタイル及び利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. アイススタイル及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. アイススタイル又は利用者が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。

4. アイススタイル及び利用者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生

じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承するものとします。

第 16 条（存続条項）

利用者とアイスタイル間の利用契約が解約または期間満了により終了した場合であっても、第 7 条（製品の保証、責任）、第 12 条（知的財産権）、第 13 条（免責事項）、第 14 条（保証の否認）、本条及び第 17 条（専属的合意管轄裁判所）は、引き続き効力を有するものとします。

第 17 条（専属的合意管轄裁判所）

本サービスに関連して、アイスタイル及び利用者間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（協議解決）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項については、利用者及びアイスタイルは誠意をもって協議し解決するものとします。

株式会社アイスタイル

2009年7月28日制定

2017年7月1日改定

2018年11月1日改定